

山梨県立甲府城西高等学校 運動部活動に係る活動方針

基本方針

「心身を鍛え豊かな人間性を育み、本校を活性化させる運動部活動を実践する」

【生徒】部活動と学習を両立させ、自らの可能性を伸ばすために努力する

【教員】限られた時間の中でメリハリのある部活動指導をする

(1) 適切な運営のための体制整備

- ・各運動部顧問は「山梨県立甲府城西高等学校運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- ・年間活動計画及び月間活動計画については、各部の生徒・保護者に公表する。
- ・部活動顧問の複数配置による休日指導の分担を行い、負担軽減を図る。
- ・専門的指導者が不在の部活動に対して、外部指導者を活用する。
- ・生徒や顧問に過重負担に係る部活動と認められた場合は、管理職が顧問と面談を実施し、適正な活動へ方向修正する。
- ・教員の勤務時間管理による過重負担顧問と管理職が面談を実施し、働き方を見直す契機とする。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ・生徒の心身の健康管理に努め、事故防止のため、施設・設備を点検する。
- ・体罰やハラスメントの根絶を徹底する。
- ・トレーニング効果を得るためにも適切な休養を取り、生徒が技能や記録の向上等の目標を達成できるよう科学的トレーニングを導入する。
- ・顧問に心肺蘇生法、AED使用の研修を義務づけ、危機管理体制を確立する。

(3) 適切な休養日等の設定

- ・学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日1日、土日のうち1日)
ただし、シーズン期の土日両日活動する場合は、休養日を他の日に振り替える。
→高校運動部の4大会(県高校総体、インターハイ県予選、新人戦、選手権あるいは選抜大会予選)の4週間前
- ・定期試験1週間前及び定期試験中の部活動は原則禁止する。
→原則以外・・・公式戦が定期試験後9日以内に開催される場合等
- ・長期休業中は、学期中の休業日の設定に準じる。

(4) 参加する大会や練習試合等の見直し

- ・校長や顧問は、教育大会以外の大会や練習試合等を精査し、負担軽減を図る。
- ・シーズン期とシーズン期以外の活動にメリハリをつけ、年間で適正な活動とする。